強度試験棟波浪振動試験機（１０）保守点検業務　仕様書

１，適用

本仕様書は、独立行政法人建築研究所が発注する「強度試験棟波浪振動試験機（１０）保守点検業務」に適用する。

２，目的

・　本業務は、建築研究所が所有する波浪振動試験機、の機能を維持及び回復させ、常時正常稼働させる事を目的とする。

３，履行場所

茨城県つくば市立原１番地

・　強度試験棟　　　波浪振動試験機

４，一般事項

１）受注者の負担の範囲

・　業務の実施に必要な施設の電気・ガス・水道等の使用に係る費用は発注者の負担とする。
・　点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
・　業務に必要な消耗部品、材料、油脂等で業務中に消費されるものは、受注者の負担とする。
・　安全管理に必要な仮囲い、バリケード、照明等が必要な場合は受注者の負担とする。
・　廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
・　業務の実施において、当所のクレーン設備を使用する場合の費用は発注者の負担とする。
・　業務の実施において、検定に関わる費用は受注者の負担とする。

２）業務報告書の書式

・　報告書の書式及び内容は、下記の項目を基に担当者と協議し作成する。

①実施日
②保守・点検・修理項目
③保守・点検・修理内容
④保守・点検・修理方法
⑤業務結果
⑥業務前・中・後写真

３）関係法令等の遵守

・　業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

５，業務関係図書

１）業務計画書

・ 実施体制、全体工程表等を総合的にまとめた業務計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

２）作業計画

・ 受注者は、業務計画書に基づき、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

３）貸与資料

・ 本業務の対象機器に備え付けの図面、取扱説明書等は使用する事が出来る。なお、作業終了後は、原状に復するものとすること。

４）業務の記録

・ 受注者は、担当者と協議した結果について記録を整備すること。

６，業務現場管理

１）業務管理

・ 品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

２）業務責任者

・ 受注者は、業務責任者を定め担当者に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
・ 業務責任者は、本業務を履行するための経験、知識と技能を有するものとする。
・ 業務責任者と担当技術者は兼務出来るものとする。

３）業務条件

・ 業務を行う日は、担当者の指示による。
・ 業務実施可能時間は、平日の８：３０～１７：１５とする。
・ 業務時間を変更する場合は、担当者の承諾を受けること。

４）電気工作物保安業務

・ 自家用電気工作物の保守又は修理を含む業務は、当所の電気保安主任技術者へ作業実施計画を提出し承認を受けること。

５）業務の安全衛生管理

・ 業務の実施に際し、アスベスト又はＰＣＢを確認した場合は、担当者へ報告すること。

６）火気の取扱い等

・ 火気を使用する場合は、あらかじめ担当者の承諾を得るものとし、その取扱に際しては十分に注意すること。
・ 業務関係者の喫煙は、あらかじめ指定された場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。

７）危険物の取扱い

・ 業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令によること。

８）出入り禁止箇所

・ 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

９）養生

・ 作業場所周辺等汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。

１０）後片付け

・ 業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

７，業務の実施

１）服装等

・　業務関係者は、名札、または腕章をつけて業務を行うこと。

２）担当者の立会い

・　作業等に際して担当者の立会いを求める場合あらかじめ申し出ること。

８，業務に伴う廃棄物の処理等

１）廃棄物の報告

・　業務において発生する廃棄物は、種類・数量・重量を担当者へ報告する。なお、報告様式は任意とするが、交換した部品、油等の資機材は廃棄前に交換数量がわかるよう写真を撮り、添付すること。

２）産業廃棄物の処理

・　業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。

９，建物内施設等の利用

１）共用施設の利用

・　駐車場、建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は利用することができる。

１０，作業用仮設物及び持ち込み資機材等

１）作業用足場等

・　労働安全法及びその他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとすること。

２）持込資機材の残置

・　業務が複数日にわたる場合、担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

１１，業務内容

１）波浪振動試験機

１－１）設置場所

・強度試験棟

１－２）機器概要

本装置は、柱梁接合部の実験に際し、複数の油圧式加力機を立体的（3 方向以上）に同時に加力制御できる加力計測試験装置である。

・試験機名　波浪振動試験機

・製造所　　（株）島津製作所

・能　力　　コンピューター制御の油圧式加力機 40tonf : 7 本、200tonf : 1 本

１－３）機器写真

１－４）業務の範囲

・点検時に行う一般保守の範囲

①汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

②取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

③ボルト、ネジ等で緩みがある場合の増し締め

④潤滑油、グリース、雑油等の注油

（保守点検時に消費され、基本的実体となって再現されないもの）

⑤塗装（タッチアップペイント等）

⑥その他上記①～⑤に類する軽微な作業

・業務内容に記載された以外であっても、異常を発見した場合は担当者へ報告すること。

１－５）機材の品質等

・業務に使用する交換部品等は、当該試験装置等の仕様に合う部品とし、新品とすること。

・交換部品に初期不良が見つかった場合は、受注者の負担で責任を持って直ちに交換すること。

１－６）点検項目

次に示す点検等を実施すること。なお点検により軽微な不具合がある部品等は交換すること。

（１）動作点検

①制御装置

・４８０００制御装置（No1～8）　各制御装置８台、READY ランプが点灯することを確認すること

・コンピュータ本体　規定のソフトウエアが正常に立ち上がることを確認すること

②電気配線

〇油圧源基盤

・モーター、アース間配線確認　配線確認、端子の増し締めすること

・２００Ｖ電源配線確認　配線確認、端子の増し締めすること

・１００Ｖ電源配線確認　配線確認、端子の増し締めすること

・漏電遮断機付ブレーカ動作確認　漏電遮断テストボタンを押し遮断機能が働くことを確認すること

〇無停電源装置

・ＡＣ電源出力　出力がＡＣ１００Ｖ ±５Ｖ以内であることを確認すること

・バックアップ動作　入力電圧が途切れた時、ＡＣ１００Ｖを５分以上出力することを確認すること

・アラーム出力　入力電圧が途切れた時、停電アラームを出力することを確認すること

・端子類　端子のゆるみ確認及び増し締め実施すること

・ランプ類　各ランプ類が正常に点灯することを確認すること

③抵抗

・モーター、アース間絶縁確認　メガテスターを使いＵ～Ｅ、Ｖ～Ｅ、Ｗ～Ｅ間の絶縁を確認すること

・２００Ｖ電源絶縁確認　メガテスターを使いＲ～Ｓ、Ｒ～Ｔ、Ｒ～Ｅ、Ｓ～Ｔ、Ｓ～Ｅ、Ｔ～Ｅの絶縁を確認すること

・１００Ｖ電源絶縁確認　メガテスターを使い１００～１０２、１００～Ｅ、１０２～Ｅの絶縁を確認すること

④アクチュエータ

・配管各部の油漏れ油圧　ＭＡＸ　1hr 後　油漏れがないこと

・アクチュエータの基本動作　正常に動作し　油漏れがないこと

・スイーベル動作　正常に動作し問題のないこと

・各部の損傷　正常動作に支障をきたすような損傷がないことを確認

（２）油圧源点検

・油圧昇降　最高油圧７００ｋｇ／ｃ㎡まで上がることを確認すること

・油漏れ　最高油圧にて６０分保持し、油漏れが無いことを確認すること

･油圧メーター　ゼロから最高油圧まで変動することを確認すること

・異常音　異音がしないことを確認すること

・油圧源アラーム	電源制御盤接点Ｈ－ＵＬ～ＣＯＭ、Ｈ－ＯＴ～ＣＯＭ、３２～５６を短絡し、油圧源アラームが働くことを確認すること
・電源ランプ	２００Ｖ電源ランプ、１００Ｖ電源ランプが点灯することを確認のこと

（3）冷却水クーリングタワーの清掃

・冷却水クーリングタワー	薬品洗浄し、汚れの度合いを目視で点検すること外観、接続配管を目視確認すること

１－７）総合調整

全ての保守点検が完了した時点で、試運転を実施し総合調整を行うこと。特に次に示す事項について総合調整時に確認を行うこと。

①ロードセルの取り付け状態	ボルト類に緩みがなく正しく取り付いていること
②ロードセルコネクタの接触	コネクタおよび信号線に異常がないこと
③サーボバルブの取り付け状態	ボルトに緩みがなく正しく取り付いていること
④サーボバルブコネクタの接触	コネクタおよび信号線に異常がないこと
⑤アクチュエータ８台の制御	ＰＣから制御し、正常に動作すること
⑥アクチュエーターシール部の油漏れ	アクチュエーターを動作させた時油漏れのないこと
⑦試験治具の取り付け状態	所定の試験治具が正しく取り付いていること

１２，履行期限

・ 契約日の翌日から平成２３年２月２５日まで

１３，提出書類

・ ４，２）で作成した業務報告書
・ 検定等の証明書等
・ 打ち合わせ書
・ 上記書類の書式はＡ４版縦横書きとし、ファイルに綴じて１部提出するとともに、上記電子データを保存した電子媒体１部を提出すること（電子媒体の種類は担当者の指示による）
・ その他担当者が指示したもの（書式、形態、部数は担当者の指示による）

１４，業務の検査

・ 業務完了後、当所検査担当者による検査に合格しなければならない。
・ 検査に必要な、契約図書、業務関係図書は受注者で用意すること。

１５，疑義に対する協議等

・ 本業務に疑義が生じた場合、担当者と協議すること。

担当者　　構造研究グループ　長谷川　隆